部活動に係る活動方針

宮城県仙台西高等学校

1　趣旨

本校においては生徒の自主的活動により個性の伸長と心身の鍛練並びに研究態度の涵養をめざし、あわせて集団活動における協調性、連帯感を深めるために部活動を行うこと（生徒会会則第３０条）としている。

したがって、成長期にある生徒が、運動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活をおくり、学習や特別活動、部活動等の学校生活と学校外の活動をともに充実させるために、部活動に係る活動方針を定めるものである。

2　活動計画

（１）年間の活動計画及び毎月の活動計画の作成について

①　部顧問は年間の活動計画（活動日、休養日、遠征、合宿、参加予定大会日程等）を年度始に作成し、校長に提出する。変更が生じた場合は随時修正する。

②　部顧問は毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。

（２）休養日について

①　学期中における休養日について

・　週当たり２日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも１日以上を休養日とする。

・　週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

②　長期休業中における休養日について

・　学期中の休養日の設定に準じる。但し、長期休業中の週末・祝日は休養日とする。

・　長期休業の意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間を設ける。

（３）「ハイシーズン」について

高等学校総合体育大会、新人大会、国体、各種コンクール等、各部が目標とする大会で力を発揮するため、その前の時期に技術・技能を強化する必要がある。

この時期を「ハイシーズン」として、校長が活動日を増やすことができる。但し、校長は生徒の教育上の意義を踏まえ、かつ生徒や顧問の身体的な疲労の蓄積、負担軽減の情況を適切に判断し、時期の設定を行うものとする。

3　活動時間

（1）１日の活動時間について

①　学期中における活動時間

・　平日は長くとも２時間程度とする。

・　週末、祝日、学校の休業日は３時間程度とする。

②　長期休業中における活動時間

・　学期中の週末、祝日等に準じ、３時間程度とする。

（2）朝練習

①　原則として禁止する。

②　校長が大会やコンクール等前の特別な事情があると認める場合のみ、限定的に朝練習を行うことができる。

③　校長が競技等の特殊性や夏季の猛暑等を避けるために活動を認めた場合は、限定的に朝練習をすることができる。但し、１日の活動時間に含めること。

4　活動

校内における部活動の活動規定に従うとともに、各部の活動計画に従い、生徒主体の充実した内容で効果的・効率的な活動を行う。

また、運動部、文化部を問わず、部単位で年間の適切な時季に、学校の内外において、奉仕活動またはボランティア活動を積極的に行う。

5　活動実績

部顧問は毎月の活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会参加日等）報告を作成し、校長に提出する。

6　その他

（1）部活動実施にともなう詳細な内容に関しては、「宮城県仙台西高等学校部活動ガイドライン」や校則、生徒会会則、生徒心得、その他規定等に従うこと。

（2）各部の部費等の会計については、顧問が責任を持って行い、生徒や保護者及び校長に対して適切な時期に報告すること。

○この活動方針は、平成３１年４月より施行する。